

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
1. 項目	公的個人認証サービスの利用拡大
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	現在、公的個人認証サービスは行政業務に利用が制限されているが、民間における本人確認手段として、公的個人認証サービスや電子署名を指定したものが法令上の要求から実態として存在し、矛盾を生じている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第1条、3条4項、17条</li> <li>・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則第6条</li> <li>古物営業法第15条</li> <li>・携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則</li> </ul>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>民間においても、確実な本人確認を行うニーズは多々存在しており、また法令の不整合を正す意味においても、公的個人認証サービスの利用を民間企業における電子商取引まで拡大すべきである。</p> <p>さらに公的個人認証サービスにリアルタイムな本人確認（実在確認）が行える機能をもたせることで、公的個人認証サービスの利用範囲が拡大し、さらに普及させることができる。</p>